国立大学法人東京農工大学大学院工学府産業技術専攻に勤務する教育職員の給与支給細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （年俸の決定） 第３条　（略） ２　年俸の額は、その者の職務、学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。 ３　（略）	本則 （年俸の決定） 第３条　（略） ２　年俸の額は、その者の職務、学歴、免許・資格、職務経験、前年度実施した教員業績評価結果等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。 ３　（略）	教員業績評価制度の導入に伴う改正

附　則（令和３年４月１日細則第25号）

この細則は、令和３年４月１日から施行し、令和５年度の年俸決定から適用する。